〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人健歯会

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　滋賀県東近江市昭和町１番18号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成３年９月１３日

(4) 設立登記年月日　　平成３年９月２６日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長		
理　事		
同		
同		
同		
同		
同		
監　事		
同		
評議員		
同		
同		

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院				
診療所	医療法人健歯会 住井第二歯科医院	２５３０５００３５０	滋賀県東近江市 昭和町１番18号	

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年　８月２４日　　令和７年度決算の決定
　　理事、監事の選任の件

令和　８年　６月２８日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定
　　令和８年度の借入金額の最高限度額の決定

様式２

法人名　医療法人　健歯会
所在地　滋賀県東近江市昭和町１番１８号

※医療法人整理番号	0	0	0	6	7

財　産　目　録

（　令和８年６月３０日現在）

１．資　産　額　76,150 千円
２．負　債　額　57,757 千円
３．純　資　産　額　18,393 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		31,557
Ｂ　固　定　資　産		44,593
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	76,150
Ｄ　負　債　合　計		57,757
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	18,393

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式３－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人健歯会

所在地　滋賀県東近江市昭和町１番１８号

※医療法人整理番号	0	0	0	6	7

貸　借　対　照　表

（　８年６月３０日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	31,557	**Ⅰ 流動負債**	28,943
Ⅱ 固定資産	44,593	**Ⅱ 固定負債**	28,814
１ 有形固定資産	24,860	（うち医療機関債）	
２ 無形固定資産	80	負債合計	57,757
３ その他の資産	19,653	純資産の部	
（うち保有医療機関債）		科目	金額
		Ⅰ 出資金	20,000
		Ⅱ 積立金	△ 1,607
		（うち代替基金）	
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	18,393
資産合計	76,150	負債・純資産合計	76,510

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　健歯会
所在地　滋賀県東近江市昭和町１番１８号

※医療法人整理番号	0	0	0	6	7

損　益　計　算　書

（自　　７年７月１日　至　８年６月３０日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	87,268
2 事業費用	89,772
本来業務事業利益	△ 2,504
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	△ 2,504
Ⅱ 事業外収益	1,839
Ⅲ 事業外費用	584
経常利益	△ 1,249
Ⅳ 特別利益	18
Ⅴ 特別損失	
税引前当期純利益	△ 1,231
法人税等	185
当期純利益	△ 1,416

(注) １．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人健歯会
理事長　住井　裕　殿

私は、医療法人健歯会の令和７会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年８月23日
医療法人健歯会
監事　瀬戸　美智子